

目 次

第1章 総 則	
第1節 一般事項	1
第2節 照査	24
第3節 測量及び調査	26
第4節 施工管理	28
第5節 安全衛生管理	35
第6節 監督職員が行う検査	42
第7節 電気工作物保安検査	44
第8節 検査員等が行う検査	46
第9節 材料一般	49
【資料編】	52

第5節 安全衛生管理

1. 5. 1 一 般

- 1 請負者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）を遵守するとともに、当社制定の土木工事安全衛生管理指針（以下「土木工事安全衛生管理指針」という。）、建築工事安全施工技術指針・同解説（社団法人公共建築協会発行）及び建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長 平成6年11月1日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。
- 2 請負者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となる行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
- 3 請負者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。

1. 5. 2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者

- 1 請負者は、1. 1. 16に規定する総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者は、現場に常駐させなければならない。
- 2 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。
 - (1) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
 - (2) 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
 - (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
 - (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
 - (5) 毎月1回以上工事現場内外を巡視して工事現場の状況を把握し、施工計画書のとおり工事の施工及び安全衛生管理が行われているカードかの確認をすること。
 - (6) 工事を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を指示すること。
 - (7) 現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと。
 - (8) その他労働災害を防止するための措置に関すること。
- 3 統括安全衛生責任者は、現場に常駐し、労働安全衛生法第15条及び第30条第1項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を統括管理しなければならない。
 - (1) 工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、直ちに処置し、その結果を安全衛生管理に関する「処置報告書」を**提出**すること。
 - (2) 災害及び事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、直ちに付近住民、一般通行人その他の第三者及び必要があるときは、労働者等を工事現場周辺から退去させ、**報告**するとともに関係機関に連絡しなければならない。

- 4 元方安全衛生管理者は、現場に常駐し、労働安全衛生法第 15 条の 2 及び第 30 条第 1 項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。なお、元方安全衛生管理者は、他の技術者と兼務できない。
 - (1) 工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置すること。
 - (2) 安全衛生管理について、安全衛生管理日誌を毎日作成し、監督職員が請求した場合及び品質管理室工事検査グループによる検査時に提示すること。提示のみを義務づけるが、納品は不要とする。なお、様式については、当社で定めるものを標準とするが、請負者が標準ではない様式を希望する場合には、予め施工計画書にその様式を添付し、監督職員の**承諾**を得ることにより、標準の様式に代えることができるものとする。
- 5 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、現場に常駐し、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。なお、元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者が不在となる等、その職務を遂行できないときにあっては、他の技術者と兼務できない。
- 6 請負者は、当社の他工事と同一現場において混在して施工をする場合は、他工事の請負者と**協議**の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生責任者を選定し、**通知**しなければならない。
- 7 請負者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。

1. 5. 3 災害及び事故報告

請負者は、工事の施工中、若しくは工事の中止中に災害又は事故が発生したときは、直ちに応急処置をとり、監督職員に通報し、**指示**を受けなければならない。また、請負者は、速やかに「災害・事故報告書」を作成し、次の各号により**提出**しなければならない。

- (1) 契約書第 29 条第 1 項に規定する損害が生じたときは、総括監督員に**提出**するものとする。
- (2) 前号以外の災害及び事故については、現場監督員に**提出**するものとする。

1. 5. 4 工事現場

- 1 請負者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入を禁止する場合は、板囲い、防護柵等により囲うとともに、立入禁止の表示を行い、当該区域内を常に整理整頓しておかななければならない。
- 2 請負者は、工事現場に工事名、工事区間、工事期間、施工業者名、当社名、工事許可条件等を記載した工事標示板を設置しなければならない。この場合において、夜間作業を行うときは、その旨を工事標示板に記載しなければならない。

- 3 請負者は、道路上において工事を施工する際は、必ず、道路使用許可証を携行しなければならない。
- 4 請負者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
- 5 請負者は、工事現場において交通誘導警備業務を行う必要のある場合は、交通誘導業務を行う場所ごとに検定合格者を1名以上配置することにより、事故の発生を警戒、及び防止しなければならない。

1. 5. 5 爆発及び火災の防止

- 1 請負者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じておかなければならない。
- 2 請負者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち「使用計画書」を**提出**しなければならない。
- 3 請負者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。ただし、軽微なものを野焼きする場合は、関係官公署と打合せを行い、監督職員の**承諾**を得て処理するものとする。
- 4 請負者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- 5 請負者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- 6 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い、安全を確保しなければならない。
- 7 請負者は、工事のために火気を使用する必要があるときは、あらかじめ所轄の消防署及び施設の管理者に火気の使用に関して必要な手続を行うとともにその使用を工事に直接必要な限度にとどめ、消火器等を常備し、防火に留意しなければならない。

1. 5. 6 地下埋設物

- 1 請負者は、工事の施工に先立ち、当社から貸与された埋設物の資料等を参考にして、**設計図書**に定められた工事現場及びその周辺地域における埋設物の位置、規格、構造、老朽の程度等を埋設物の管理者の**立会**の下に、試掘等によって**確認**しなければならない。
- 2 請負者は、埋設物に接近して工事を施工するときは、あらかじめその埋設物の管理者と工事の施工の各段階における保安上必要な措置、埋設物の管理者の**立会**の有無、緊急時の連絡方法等を**協議**の上、**報告**しなければならない。
- 3 請負者は、工事中埋設物を露出させるときは、当該埋設物を防護し、工事中の損傷を

防止するために万全の措置を講じるとともに、常に巡視点検を行い、異状を認めたとき又は埋戻し後に異状を生じるおそれがあるときは、直ちに監督職員及びその埋設物の管理者に**報告**し、その**指示**を受けなければならない。

4 請負者は、工事の施工に支障となる埋設物の移設又は撤去を行うときは、埋設物管理者と**協議**し、万全の措置を講じなければならない。

5 請負者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに**報告**するとともに、関係機関に連絡をとり、補修しなければならない。

1. 5. 7 防災対策

請負者は、工事の施工に当たり、豪雨、豪雪、出水、強風等に対しては、施工計画書に記載した防災対策計画に基づき天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための資機材等を準備する等、防災体制を確立しておかなければならない。

1. 5. 8 地震防災及び震災対策

1 防災対策

請負者は、工事の施工に当たり、自らの責任と費用により次の各号に基づき、地震災害に対する措置を講じなければならない。

(1) 地震発生に備えて、施工計画書に記載した防災対策計画に基づき、防災体制を確立しておかなければならない。なお、情報収集・伝達及び点検要員の配置に関しては、複数の手段を講じて置かなければならない。

(2) 地震が発生したときは、工事現場の状況に応じて、直ちに初期点検及び詳細点検を行うとともに、その結果を**報告**しなければならない。

2 請負者は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに工事を中止し、次に掲げる事項について措置を講じなければならない。

(1) 構築中の構造物、仮設構造物、建設機械器具等が他に被害を及ぼさない保全措置を講ずること。

(2) 現場での労力及び機材の確保に努めること。

3 震災対策

請負者は、地震の発生により被害が確認された場合には、次の各号に基づき対策を講じなければならない。

(1) 被害が確認された場合には、直ちに被害の拡大を防ぐために必要な応急措置を行い、速やかにその処置について**報告**しなければならない。

(2) 重大な被害が確認された場合には、直ちに人命の安全・緊急輸送路の確保に努めるとともに、被害の拡大及び余震等による二次災害の防止に対し必要な処置を行い、速やかに**報告**しなければならない。

(3) 被害の詳細点検が必要と判断される場合には、あらかじめ監督職員の意見を聴き、その**指示**に従わなければならない。

- (4) 他の工事現場等からの応援要請があった場合には、可能な限りその要請に応じるよう努めなければならない。
- (5) 災害復旧に当たっては、監督職員の**指示**に従い、速やかに災害復旧計画書を**提出**するとともに、復旧資材及び労力の確保に努めなければならない。

1. 5. 9 仮設備の管理

請負者は、施工に必要な電力、給水等の仮設備に第三者及び関係使用人等以外の使用人等が接触することのないよう防護するとともに、電力設備については、管理責任者を定め、十分な管理をしなければならない。

1. 5. 10 交通安全管理

- 1 請負者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事の施工に伴う損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事の施工に伴う損害を及ぼした場合は、契約書第 28 条によって処置するものとする。
- 2 請負者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。
- 3 請負者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年 12 月 17 日総理府・建設省令第 3 号）、道路工事現場における表示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和 47 年 2 月）に基づき、安全対策を講じなければならない。
- 4 請負者は、**設計図書**において指定された工事用道路を使用する場合は、**設計図書**の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。
- 5 請負者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等の計画書を**提出**しなければならない。この場合において、請負者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、監督職員が特に**指示**する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。
- 6 監督職員が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、請負者の責任において使用するものとする。
- 7 請負者は、特記にある他の請負者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する請負者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
- 8 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管し

てはならない。請負者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

- 9 工事の性質上、請負者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。
- 10 請負者は、高速道路上で工事を行うときは、当社の「高速道路上工事の保安施設実施要領」に従い保安施設を設置するとともに、保安施設内の従業員の安全に十分注意しなければならない。

1. 5. 1 1 安全・訓練等の実施

- 1 請負者は、建設工事の安全対策に関する措置について（建設大臣官房技術調査室 平成4年4月14日）に基づき、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
 - (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2) 当該工事内容等の周知徹底
 - (3) 土木工事安全衛生管理指針等の周知徹底
 - (4) 当該工事における現場組織図及び緊急時の体制の確認
 - (5) 当該工事における災害対策訓練
 - (6) 当該工事現場で予想される事故対策
 - (7) その他、安全・訓練等として必要な事項
- 2 請負者は、当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を施工計画書に記載しなければならない。
- 3 請負者は、安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は工事週報等に記録し、**報告**しなければならない。

1. 5. 1 2 交通事故発生時等の協力業務

工事関係者が、首都高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中に交通事故等の緊急事態に遭遇又は、落下物等を発見した場合は、自らの安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。

- (1) 非常電話、無線などによる通報
- (2) 発煙筒、旗、ラバコーン等による後続車両等への注意喚起
- (3) 負傷者の救助、援助及び落下物の車線からの排除

1. 5. 1 3 表示施設等

請負者は、建築基準法その他の関係法令等の定めるところに従って、工事現場に表示施

設等を設置しなければならない。

第6節 監督職員が行う検査

1. 6. 1 一 般

監督職員は、**設計図書**に定められた出来形及び品質を確保するため、書類又は**立会**により、出来形、品質、数量等を**確認**する検査を行うものとする。この場合において、請負者が1.4.8により**提示**した現場社内検査の結果を参考とする。

1. 6. 2 検 査

- 1 請負者は、**設計図書**の定めにより監督職員の検査を受ける事項及び主任監督員があらかじめ担当監督員の検査を受けるよう**指示**した事項については、担当監督員の検査を受けなければならない。この場合において、請負者は、工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに**提出**しなければならない。
- 2 監督職員は、工事期間中、工事のすべてについて検査を行うことができる。この場合において、請負者は、検査を円滑に実施するため、情報提供及び協力を行わなければならない。
- 3 前項の場合において、総括監督員が必要と認めたときは、総括監督員の定める現場監督員は、製作工場に滞在して、全部又は一部の工程について**立会**又は検査を行うことができる。
- 4 請負者は、現場監督員が出来形及び品質の**確認**のために資料の**提出**を求めた場合は、これに従わなければならない。
- 5 請負者は、第1項から第3項までの検査には、1.4.8第3項に規定する現場社内検査責任者及び1.1.17に規定する専任技術者を臨場させなければならない。
- 6 請負者は、自ら補修又は改作を行うときは、監督職員の**承諾**を得なければならない。

1. 6. 3 請負者の責任

請負者は、契約書第14条に規定する現場監督員の**立会**を受けて調査し、若しくは検査に合格した工事材料又は見本若しくは工事写真等の記録が整備された工事材料を使用したとき又は現場監督員の**立会**を受けて施工したときであっても、品質保証に係る請負者の責任は免除されない。

1. 6. 4 検査又は立会の時間

現場監督員による検査及び**立会**の時間は、当社の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると現場監督員が認めた場合若しくは**指示**した場合はこの限りではない。

1. 6. 5 検査に必要な費用

- 1 契約書第13条第2項及び第14条第7項に規定する「直接要する費用」とは、検査及び

立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備のために必要な費用をいう。

- 2 請負者は、監督職員が製作工場に滞在して**立会**又は検査を行う場合は、監督業務に必要な机、椅子、ロッカー、電話等の備わった専用の執務室を無償で提供するとともに、光熱水費を負担しなければならない。

1. 6. 6 立会の省略

現場監督員がやむを得ず**立会**を行うことができない場合には、当該**立会**を省略することができる。この場合において、事前に実施した請負者の現場社内検査（自主検査）をこれに替えることができるものとする。なお、請負者は、社内検査の結果及び写真等の資料を整備し、現場監督員の**確認**を受けなければならない。

第7節 電気工作物保安検査

1. 7. 1 一 般

電気工作物保安検査とは、当社が別に定める自家用電気工作物の保安業務に係る電気主任技術者又はその補助を行う保安担当主務者（以下「電気主任技術者等」という。）が、自家用電気工作物に係る補修工事の一部又は全部が完成したときに、当社電気工作物保安規程その他関連法令に基づき、電気工作物に係る工事の保安上支障がないことを確認するために行う検査をいう。

1. 7. 2 検 査

- 1 請負者は、書面により電気主任技術者等に検査を依頼しなければならない。
- 2 請負者は、検査を受ける前に、電気主任技術者等の指示に従い社内検査を実施するとともに、社内検査の結果を電気主任技術者等に提出しなければならない。
- 3 請負者は、検査を受けるに必要な条件並びに現場体制を整えなければならない。

4 臨 場

- (1) 電気主任技術者等は、検査に当たり、現場代理人のほか、必要に応じ、主任技術者及び現場代理人を指導監督する立場にある役職員の臨場を求めることができる。
- (2) 電気主任技術者等は、検査に当たり、当該工事の請負者のほか、必要に応じ、当該補修工事に関連する他の工事の請負者の臨場を求めることができる。

5 修 補

- (1) 電気主任技術者等は、検査の結果、修補を必要と認めたときは、請負者に対し、書面により修補を命ずる。ただし、軽微な修補については、電気主任技術者等は、現地において、修補を口頭指示することができる。
- (2) 請負者は、電気主任技術者等から書面で修補を指示されたときは、指示された期間内に自らの責任と費用により修補を行い、電気主任技術者等の再検査を受けなければならない。
- (3) 請負者は、電気主任技術者等から修補を口頭指示されたときは、指示された期間内に自らの責任と費用により修補を行い、電気主任技術者等の指示する方法により修補完了の確認を受けなければならない。
- (4) 請負者は、修補が完了したときは、直ちに書面により電気主任技術者等に報告しなければならない。

1. 7. 3 請負者の責任

請負者は、前条による検査に合格したときであっても、品質保証に係る請負者の責任は免除されない。

1. 7. 4 検査に必要な費用

請負者は、検査に当たり 1.5.5 に規定する費用を負担しなければならない。

第8節 検査員等が行う検査

1. 8. 1 一 般

1 検査員等は、現場監督員及び請負者の臨場の上、次に掲げる検査を行うものとする。

(1) しゅん功検査

契約書第 31 条第 2 項の規定に基づき、工事の完成を**確認**するための検査をいう。

この検査においては、中間検査済部分及び出来形部分検査済部分についても検査の対象とする。

(2) 一部しゅん功検査

契約書第 38 条第 1 項の規定に基づき、指定部分の工事の完成を**確認**するための検査をいう。この検査においては、指定部分の中間検査済部分及び出来形部分検査済部分についても検査の対象とする。

(3) 中間検査

施工の中途において、工事の進捗に伴い工事目的物の完成を**確認**することが困難になるとき、分割して検査を行うことが望ましいとき等、総括監督員が検査を行う必要があると認めたときに、その指定する部分に対して行う検査をいう。この場合において、契約書第 31 条第 4 項に規定する検査を行った部分についての引渡しを受けるものではない。

(4) 出来形部分検査

契約書第 37 条第 1 項に規定する部分払の請求が請負者からなされたときに行う検査をいい、請負代金相当額の算定に使用される。この場合においては、契約書第 31 条第 4 項に規定する検査を行った部分についての引渡しを受けるものではない。

2 総括監督員は、前項の(1)から(3)の検査に先立って、請負者に対して検査日を**通知**するものとする。

1. 8. 2 しゅん功検査

1 検査責任者は、契約書第 31 条第 2 項に定める期間内に検査を完了し、当該検査の結果を請負者に**通知**するものとする。

2 請負者は、しゅん功検査を受けるに先立ち、社内において、当該工事の管理について指導・監督する権限を与えられた社内検査責任者による社内検査を実施するとともに、現場検査カードを**提出**しなければならない。

3 請負者は、しゅん功検査に必要な資料の**提出**、測定、足場の設置等について、あらかじめ現場監督員と十分打合せを行い、その**指示**に従わなければならない。検査用の足場の設置、撤去等については、自らの責任と費用により行わなければならない。

4 請負者は、しゅん功検査に必要な人員、機材等を提供しなければならない。

5 しゅん功検査の内容

検査員等は、工事目的物の対象として、次に各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形検査
工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来栄えの検査を行う。
- (2) 工事管理状況の検査
工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

6 立会人

- (1) 検査員等は、検査にあたり、現場代理人のほか、当該現場代理人を指導監督する立場にある役職員の臨場を求めることができる。
- (2) 検査員等は、検査にあたり、当該工事の請負者のほか、必要に応じ、当該工事に関連する他の工事の請負者の臨場を求めることができる。

7 修 補

- (1) 検査責任者は、検査の結果、修補を必要と認めたときは不合格とし、請負者に対し、修補命令書により修補を命ずるものとする。
- (2) 検査員等は、軽微な修補については、現地において、「修補指示書」により修補を**指示**することができる。この場合、修補の完了をもって合格とする。
- (3) 検査員等は、前号以外のさらに軽微な修補については、現地において、口頭で修補を指示することができる。この場合、修補完了後、監督職員の確認を受けなければならない。
- (4) 請負者は、第1号により、検査責任者から「修補命令書」により修補を命じられたときは、検査責任者に「工事修補請書」を**提出**し、命じられた期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了通知書」を検査責任者に**提出**し、検査責任者の再検査を受けなければならない。
- (5) 請負者は、第2号により、検査員等から「修補指示書」により修補を**指示**されたときは、**指示**された期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに修補完了届を**提出**し、検査員等の**指示**する方法により修補完了の**確認**を受けなければならない。
- (6) 請負者が、第5号の指示された期間内に修補を完了しなかったときには、当社は、契約書第42条第2項を適用し、工期の翌日もしくは当該「修補指示書」による**指示**の日から遅延に対する損害金を徴収することができる。

1. 8. 3 一部しゅん功検査及び中間検査

- 1 一部しゅん功検査においては、1.8.2中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「しゅん功検査」とあるのは「一部しゅん功検査」と読み替えて、それぞれ1.8.2の規定を適用する。
- 2 中間検査においては、1.8.2中「工事」とあるのは「中間検査に係る工事」と、「しゅん功検査」とあるのは「中間検査」と読み替えて、それぞれ1.8.2（第7項第6号から第8号までを除く。）の規定を適用する。

1. 8. 4 出来形部分検査

1 検査の請求

請負者は、契約書第 37 条第 2 項に基づき、部分払いの請求に係る工事の出来形部分の**確認**を求めるときは、「出来形部分検査請求書」を**提出**しなければならない。

2 検査結果の通知

発注者は、請負者から前項の**確認**を求められたときは、遅滞なくその**確認**のための検査を行い、その結果を「出来形部分検査認定書」により請負者に**通知**しなければならない。

3 工事出来形部分の検査

- (1) 請負者は、工事出来形部分の検査に必要な数量等の算出を行い、**提出**しなければならない。
- (2) 請負者は、工事出来形部分検査を行うときは、臨場しなければならない。
- (3) 請負者は、検査に必要な人員、機材等を提供しなければならない。

第9節 材料一般

1. 9. 1 使用材料

- 1 請負者は、工事に使用する材料の品質及び規格等については、**設計図書**の定めによるほか、標準仕様書又は改修標準仕様書の各章の定めによらなければならない。
- 2 請負者は、監督職員が材料の見本又は資料の**提出**を求めたときは、これに応じなければならない。

1. 9. 2 環境への配慮

- 1 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）により、環境負荷を低減できる材料を選定するように努める。
- 2 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の拡散による健康への影響に配慮する。
- 3 工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。

1. 9. 3 設計図書で定められた材料以外を使用する場合の特例

- 1 請負者は、**設計図書**で定められた以外の材料を使用する場合には、使用する前に理由を付した材料使用承諾申請書を**提出**し、**承諾**を得なければならない。
- 2 請負者は、材料使用承諾申請書の**提出**にあたっては、使用する材料の品質を証明する資料を添付しなければならない。品質を証明する資料として、請負者自らの責任と費用により行った物理的又は化学的試験の成績表を含むものとする。
- 3 前項の試験を行うときは、監督職員の**立会**を受けなければならない。
- 4 第2項の試験方法については、標準仕様書、改修標準仕様書及びJISの規定に準じて行わなければならない。
- 5 請負者は、新材料等を使用する場合は次の各号に掲げる事項を記載した「新材料・新製品・新工法採用計画書」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、監督職員が採用の可否に際して別途必要と認めた場合は、追加試験を行わなければならない。本項に基づき承諾を得た新材料等については、「材料使用承諾申請書」は不要とする。
 - (1) 使用材料（材料名、規格、製造業者名、適合規格、材料試験等の結果）
 - (2) 新材料等の概要
 - (3) 施工実績
 - (4) 特徴
 - (5) 選定理由
 - (6) その他必要と認められる事項

1. 9. 4 工事材料の品質

- 1 工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する材料は、新品でなくてもよい。
- 2 契約書第 13 条第 1 項に規定する「中等の品質」とは、標準仕様書、改修標準仕様書又は J I S 規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。
- 3 請負者は、工事材料の品質及び規格等については、**設計図書**に品質規格を特に明示した場合を除き、標準仕様書又は改修標準仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。
- 4 請負者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を請負者の責任において整備、保管し、監督職員から**請求**があった場合は、直ちに**提示**するとともに検査時に**提出**しなければならない。ただし、設計図書において J I S 又は J A S によると指定された材料で、J I S 又は J A S のマーク表示のあるものを使用する場合及びあらかじめ監督職員の**承諾**を受けた場合は、資料の**提出**を省略することができる。
- 5 請負者は、設計図書、標準仕様書又は改修標準仕様書において試験を行うこととしている工事材料について標準仕様書、改修標準仕様書又は J I S で指示する方法により、試験を行わなければならない。

1. 9. 5 工事材料の検査

- 1 請負者又は現場代理人は、**設計図書**に監督職員の検査を受けて使用すべきものと定められた材料については、使用前にその外観及び品質規格証明書等を照合して**確認**した資料を検査時に提示し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書又は工事施工立会検査報告書に添付して、整備・保管しなければならない。なお、検査実施の依頼については、「工事週報・立会検査願」に検査希望日時を記入し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するものとする。電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。
- 2 材料検査は、品質及び数量について標準仕様書、改修標準仕様書及び J I S の規定に準じて行わなければならない。
- 3 品質検査
 - (1) 品質検査は、材料の品質及び規格と品質証明書、試験成績表、規格証明書等との照合検査及び外観、形状、寸法等の確認検査並びに成分、品質、性能等を**確認**するために必要な物理的又は化学的試験により行うものとする。
 - (2) 請負者は、照合検査に必要な製造業者が発行する品質証明書、試験成績表、規格証明書等を検査時に提示し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書又は工事施工立会検査報告書のいずれかに添付し、整備・保管しなければならない。この場合において、これらの証明書等がないときは、請負者自らの責任と費用により行った物理的又は化学的試験の成績表をもってこれに替えることができる。なお、監督職員の**承**

諾を得たものについては、この限りでない。

- (3) 設計図書に定める J I S 又は J A S のマーク表示のある材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして取り扱うことができる。
- (4) 請負者は、**設計図書**に定めがあるとき又は監督職員の指示があるときを除き、照合検査に合格したときは、物理的又は化学的試験を省略することができる。
- (5) 監督職員が**指示**した場合は、請負者は材料の抜取りによる物理的又は化学的試験を行わなければならない。

4 数量検査

請負者は、数量検査方法について、数量検査方法が検量により行う材料の場合は、工事材料検査により、出来形により行う材料の場合は、工事施工立会検査により受験しなければならない。なお、いずれの検査においても、検査実施の依頼については、第1項に規定する手続きにより**提出**するものとする。

5 監督職員の立会

請負者は、材料試験を行う場合において、**設計図書**に定めるとき又は監督職員から**指示**があったときは、監督職員の**立会**を受けなければならない。

6 品質の保証

請負者は、1.9.5の規定により材料検査に合格した材料であっても、品質保証に係る請負者の責任を免除されない。

7 材料の保管

請負者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。なお、材質の変質等により工事材料の使用が不相当と監督職員から**指示**された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査を受けなければならない。

8 再検査

請負者は、1.9.5の材料検査に不合格となったとき又は前条第1項の規定により材料を取り替えるときは、1.9.5を準用して再検査を受けなければならない。

9 材料の採取地

請負者は、**設計図書**の定め又は監督職員の**指示**があるときは、材料の使用前に、材料の採取地を**報告**しなければならない。

- 10 請負者は、工事材料検査又は工事施工立会検査の受検に当たっては、それぞれ工事材料検査報告書又は工事施工立会検査報告書に検査事項を記載した上で、受検しなければならない。検査終了後は、検査結果を整備・保管し、監督職員の請求があった場合及び品質管理室工事検査グループによる検査時に**提出**しなければならない。

【資料編】

各技術者等の選定及び兼任表

本人に対する他の技術者等 技術者等として選定された本人					兼任の可否												
					施工管理			安全管理				照査管理		設計管理			
												実施設計 済み工事	照査担当 技術者	実施設計 付き工事	照査担当 技術者		
管理種類	名称	技術者等の所属	選定人数	通知の要 否 当社へ各選 定通知書による	現場代理人	主任技術者 又は監理技術者	専門技術者	専任技術者	総括安全衛生 監理者	統括安全衛生 責任者	元方安全衛生 管理者	元方安全衛生 管理代理者	照査担当主任 技術者	照査担当技術者	管理技術者	照査技術者	担当技術者
施工管理	現場代理人	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	○	×	×	○	○	○	○	×
	主任技術者又は監理技術者 (専任)	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	×
	専門技術者 (専任)	元請負者	複数人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	×
		下請負者	複数人	不要	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	専任技術者 (常駐)	元請負者	複数人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	×
		下請負者	複数人	必要	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
安全管理	総括安全衛生監理者	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	統括安全衛生責任者 (常駐)	元請負者	1人	必要	○	△	△	△	×	×	×	×	△	△	△	△	×
		混在工事の 他の元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	元方安全衛生管理者 (専任)	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	元方安全衛生管理代理者 (常駐)	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
照査管理	実施設計 済み工事	照査担当主任技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	×	×
		照査担当技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	×	×
設計管理	実施設計 付き工事	管理技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	×	×
		照査技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	×	×
		担当技術者	元請負者	複数人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

- : 各技術者等に必要とされる資格要件を満たすことによって兼任できる
- △ : 現場代理人と兼任しており、各技術者等に必要とされる資格要件を満たすことによって兼任できる
- ×